

介護職員による喀痰吸引等制度について

～喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）～

介護職員が喀痰吸引等の行為を行うためには、その介護職員が必要な研修を受講し、「認定特定行為業務従事者」の認定を受け、介護職員が喀痰吸引等を実施する事業所ごとに、「登録特定行為事業者」の登録を行う必要があります。

喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）の基本研修及び実地研修については、平成 27 年度から登録研修機関で実施されております。

平成 24～26 年度に県が開催した基本研修を受講した方が勤務する事業所等においては、当該事業所等と県の間で実地研修委託契約を締結し、実地研修を実施してきました。この委託契約の期間はすでに満了したため、契約期間中に実地研修を修了しなかった介護職員が、これから実地研修を実施する場合は、登録研修機関へ受講手続を行い、基本研修免除により実地研修へ移行することとなります。

★栃木県では、8つの登録研修機関が研修を実施しています。（令和 2（2020）年 3 月 1 日現在）
研修機関の照会先は栃木県ホームページ「登録研修機関一覧」を御確認ください。

- ◇ 国際医療福祉大学
- ◇ TBC 福祉教育センター
- ◇ ほけんし株式会社
- ◇ グローバルケアアカデミー
- ◇ 一般社団法人日本介護教育協会
- ◇ 株式会社プレゼンス・メディカル
- ◇ 株式会社オーボックス
- ◇ 公益財団法人介護労働安定センター栃木支所

★喀痰吸引等制度関係ホームページについて

- **介護職員等による喀痰吸引等（たんの吸引等）の制度の概要**
ホーム > 福祉・医療 > 高齢者 > 介護保険 > 介護保険情報
> 介護職員等による喀痰吸引等（たんの吸引等）の制度について
- **喀痰吸引等（たんの吸引等）業務に必要な手続**
ホーム > 福祉・医療 > 高齢者 > 介護保険 > 介護保険情報 > 介護職員等による喀痰吸引等（たんの吸引等）の制度について
> 介護職員等による喀痰吸引等（たんの吸引等）業務に必要な手続きについて
- **喀痰吸引等研修の受講**
ホーム > 福祉・医療 > 高齢者 > 介護保険 > 介護保険情報 > 介護職員等による喀痰吸引等（たんの吸引等）の制度について
> 介護職員等による喀痰吸引等（たんの吸引等）実施のための研修について